

外国人登録の制度が変わります!

問い合わせ 市民課

☎229-3147 FAX221-1173

日本に住む外国人に関する法律が、7月9日から改正され、外国人の皆さんが行う届け出の場所や方法などが次のように変わります。

外国人の皆さんにも住民票が作成されます

外国人も日本人と同様に住民票の写しなどが発行できるようになり、日本人と外国人とで構成される世帯全員が記載された住民票の写しなどが発行できるようになります。

「外国人登録証明書」に代わり「在留カード」または「特別永住者証明書」が交付されます

「外国人登録証明書」は、引き続き有効ですが、下記の期限内に切り替えてください。

▶ 在留カード（入国管理局で手続き、交付）

永住者	16歳以上	平成27年7月8日
	16歳未満	平成27年7月8日または16歳の誕生日のいずれか早い日
上記以外	16歳以上	在留期間の満了日
	16歳未満	在留期間の満了日または16歳の誕生日のいずれか早い日

▶ 特別永住者証明書（市役所で手続き、交付）

特別永住者	外国人登録証明書の次回確認期間が平成27年7月8日までの人	
	16歳以上	平成27年7月8日
	16歳未満	平成27年7月8日または16歳の誕生日のいずれか早い日
	外国人登録証明書の次回確認期間が平成27年7月9日以降の人	
特別永住者	16歳以上	次回確認（切り替え）申請期間の始期であるその人の誕生日
	16歳未満	16歳の誕生日

市役所や入国管理局での手続きが変わります

▶ 転出の手続き

他の市町村に住所を移すときは、市に転出届をして転出証明書を受け取った後、転入先の市町村へ転入届をする必要があります。

▶ 在留資格の変更などの届け出

在留資格や在留期間の変更は、入国管理局への届け出のみになります。在留カードの再交付、氏名等の変更は入国管理局への届け出に変わります。特別永住者は、市役所へ届け出てください。

仮住民票を送付します

5月7日現在外国人登録のある人を対象に仮住民票を作成し、5月7日以降に「仮住民票記載事項通知書」として送付します。現在の外国人登録原票を基に作成しますので、内容の確認をお願いします。内容に変更がある場合は、市民課または各総合支所市民福祉課（市民課）で、変更手続きを行ってください。7月9日（月）に仮住民票から住民票に移行します。

住民票が作成される対象者

観光などの短期滞在者等を除いた適法に3カ月を超えて在留する外国人で、住所を有する人について作成します。



上記に該当する人で、5月末になっても「仮住民票記載事項通知書」が届かない場合は、市民課へお問い合わせください。

◆改正法の詳しい内容は

新在留管理制度、特別永住者の制度改正については

[HP 入国管理局 入国管理制度](#)

外国人住民の住民基本台帳制度については

[HP 総務省 住民基本台帳制度](#)

◆他言語によるお知らせは、津市ホームページをご覧ください。

アストプラザオフィス・久居駅前出張所からのお知らせ

今回の法改正に伴う新システム導入のため、7月7日（土）・8日（日）は、住民票、印鑑登録・証明、市税に関する証明書、転入転出などの住民異動届の受け付け・発行は日本人・外国人ともにできません。



メンタルヘルス相談

- 仕事がうまくいかず、落ち込んでしまう
- 職場の仲間や家族に仕事の悩みを相談できない
- 職場の人間関係のことで悩んでいる

悩みや不安のある人は、一人で悩まず気軽にご相談ください。専門の産業カウンセラーがあなたの悩みに答えます。相談は無料で、秘密は厳守します。

問い合わせ 商業労政振興課

☎229-3114 FAX 229-3335

と き 毎月第2、第4木曜日（祝・休日を除く）
18時～20時

ところ 津市まん中交流館相談室

対象 市内に在住・在勤の勤労者

定員 1日当たり2人（1人につき50分程度）

※要予約

申し込み 電話で商業労政振興課へ